

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告します。

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告します。

令和8年9月30日 大阪法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和8年第150号

対象土地 大阪市大正区南恩加島三丁目 2 番 3 5 4
同所 2 番 3 5 5